

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第六十号

平成二十二年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長戸栗敏

山東縣選舉監督委員會第十一屆

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分  
会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十二年八月十八日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 戸栗敏

選挙分会長	職務代理人者	住所	氏名	住所	氏名	地
斐市西八幡七二八番	甲府市富士見一丁目一三番九	塚田 豊	号Nハイツ201号	青柳 治	住 所	選挙分会長
斐市西八幡七二八番	甲府市富士見一丁目一三番九	塚田 豊	号Nハイツ201号	青柳 治	住 所	職務代理人者
斐市西八幡七二八番	甲府市富士見一丁目一三番九	塚田 豊	号Nハイツ201号	青柳 治	住 所	選挙分会長

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区の選舉長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

山梨県公報号外 第六十号 平成二十一年八月十八日

第六十号

平成二十二年八月十八日

南アルプス市下今井四 八三番地	戸栗 敏	甲府市池田三丁目一一番一四号	塙原 稔
--------------------	------	----------------	------

**山梨県選挙管理委員会告示第三十三号**

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

選挙区名	場所	日時
山梨県第一区	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	平成二十一年九月一日 午前九時三十分
山梨県第二区	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	平成二十一年九月一日 午前九時五十分
山梨県第三区	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	平成二十一年九月一日 午前十時十分

**山梨県選挙管理委員会告示第三十四号**

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

一場所	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
二日時	平成二十一年八月十八日 午後五時三十分

**山梨県選挙管理委員会告示第三十七号**

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるぐじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

一日時	平成二十一年八月十八日 午後六時
二場所	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁本館四階会議室

**山梨県選挙管理委員会告示第三十八号**

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるぐじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

一日時	平成二十一年八月二十一日 午後五時三十分
-----	----------------------

**山梨県選挙管理委員会告示第三十六号**

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、山梨県における放送の順序を定めるぐじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

一日時	平成二十一年八月十八日 午後六時
二場所	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会  
委員長 戸栗

敏

**山梨県選挙管理委員会告示第三十五号**  
平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

一日時	平成二十一年八月二十一日 午後五時三十分
-----	----------------------

二場所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

#### 山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県の各選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百四号）第二百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

ポスターを掲示することができる日

平成二十一年八月十八日

#### 山梨県選挙管理委員会告示第四十号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百四号）第二百七十五条第三項の規定による投票所内の投票の記載をする場所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所における衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の山梨県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

一日時 平成二十一年八月十八日 午後六時三十分

二場所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

#### 山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百四号）第二百九十四条第一項の規定による山梨県における各選挙区の補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

山梨県第一区 一千二百四十万円

山梨県公報号外 第六十号 平成二十一年八月十八日

山梨県第一区 一千一百六十三万円  
山梨県第三区 一千二百八十三万一千五百円

#### 衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第一区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区

選挙長 戸 栗 敏

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室  
(ただし、平成二十一年八月十八日、午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六階会議室とする。)

#### 衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第一区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区

選挙長 渡辺 貴明

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室  
(ただし、平成二十一年八月十八日、午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県北別館五階会議室とする。)

#### 衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第三区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区

選挙長 小林 則嗣

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室  
(ただし、平成二十一年八月十八日、午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県北別館五階会議室とする。)

#### 衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第一区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第一項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

**衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区**

選 挙 長 戸 票 敏

一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号  
二 日 時 平成二十一年八月二十七日 午後五時三十分

**衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第一号**

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第一区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第一項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

**衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区**

選 挙 長 渡 辺 貴 明

一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号  
二 日 時 平成二十一年八月二十七日 午後六時

**衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区**

山梨県庁本館四階会議室

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第三区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第一項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

**衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区**

選 挙 長 小 林 則 嗣

一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号  
二 日 時 平成二十一年八月二十七日 午後六時三十分

**衆議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号**

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第一項、第四項及び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

**衆議院比例代表選出議員選挙**

山梨県選挙分会長 塚 田 豊

一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号  
二 日 時 平成二十一年八月二十七日 午後七時